

資料 4

企画専門調査会に当面調査審議を求める事項 (平成15年9月11日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」こととされている。

この規定に基づき、企画専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 1 食品安全委員会の平成15年度の運営のあり方についての意見の取りまとめ
- 2 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項についての意見の取りまとめ